

有効期間 5 年（令和13年12月31日まで）

令和 8 年 2 月 27 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（ 捜 査 第 一 課 ）

性犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領について（通達）

性犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領については、性犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領について（令和6年2月15日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、医療用医薬品であった緊急避妊薬が要指導医薬品へ転用され、薬局及び店舗販売業の店舗（以下「薬局等」という。）において医師の処方箋なく購入可能となった。よって、薬局等において購入した緊急避妊薬についても公費による支出の対象とし、併せて様式を一部改正することとしたので、部下職員に周知徹底を図り、本制度の適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は、本通達の発出をもって廃止する。

〔 本件担当 性犯罪捜査指導係
警 電 XXXXXXXXXX 〕

別紙

性犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領

第1 目的

この要領は、性犯罪被害者（以下「被害者」という。）が、性犯罪被害により生じた医療機関及び薬局等（以下「医療機関等」という。）における診療等の費用（以下「医療費」という。）について、その一部を公費により支出（以下「公費負担」という。）するために必要な事項を定め、公的支援を行うことにより、被害者の精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、被害者の捜査活動への理解と協力を得ることを目的とする。

第2 支出対象事件及び支出対象者

次の1から3までに該当する犯罪の被害者であって警察が医療機関の診断又は要指導医薬品たる緊急避妊薬を必要と認める者について支出を行うものとする。

1 刑法（明治40年法律第45号）に規定する次に掲げる犯罪

- (1) 不同意わいせつ罪（第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 不同意性交等罪（第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 監護者わいせつ及び監護者性交等罪（第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 不同意わいせつ等致傷罪（第181条の罪）
- (5) 強盗・不同意性交等罪（第241条の罪であり、未遂を含む。）

2 刑法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）による改正前の刑法に規定する次に掲げる犯罪

- (1) 強制わいせつ罪（第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強制性交等罪（第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 準強制わいせつ及び準強制性交等罪（第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 監護者わいせつ及び監護者性交等罪（第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ等致傷罪（第181条の罪）
- (6) 強盗・強制性交等罪（第241条の罪であり、未遂を含む。）

3 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）による改正前の刑法に規定する次に掲げる犯罪

- (1) 強制わいせつ罪（第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強姦罪（第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 集団強姦等罪（第178条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 準強制わいせつ及び準強姦罪（第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ等致傷罪（第181条の罪）
- (6) 強盗強姦罪（第241条の罪であり、未遂を含む。）

第3 支出対象費用

次に掲げる医療費について公費負担するものとする。

1 初診料・再診料

初診料については、時間外加算料を含む。

再診料については、性感染症検査又は人工妊娠中絶手術の実施に伴う費用をいう。

2 処置料

初診時における鑑定資料採取、膈内洗浄及び犯罪に起因する傷病がある場合の応急処置的な治療・投薬等に要する費用をいい、入院を伴う手術費や継続治療に伴う投薬費用等は支出対象としない。

3 緊急避妊措置料

医療機関若しくは薬剤師による対面指導において緊急避妊のために実施した投薬、並びに医療機関における器具挿入等の緊急避妊措置に係る費用をいう。

4 検査料

初診時における、膈内の精子の存在を確認する膈分泌検査及び犯罪立証上必要な検査に要する費用をいう。

5 画像診断料

医師が、致傷等の診断のために必要と認めた検査に要する費用をいう。

6 診断書料

致傷の事実を証明するために警察に提出する1通分の費用をいう。

負傷状況により、複数の医療機関を受診した場合には、医療機関ごとに警察に提出する1通分の費用をいう。

7 性感染症検査費用

(1) 検査対象

クラミジア、淋（りん）病、梅毒、HIV（エイズ）、B型肝炎、トリコモナス、カンジダ及び特に感染のおそれがあり検査が必要と認められるものとする。

(2) 適用範囲

初回診察時に実施する検査及び再検査1回分の計2回分の費用をいい、原則として、再検査は初回に診察を受けた医療機関において、初回診察日から4か月を超えない範囲で実施するものについて支出対象とする。

8 人工妊娠中絶費用

人工妊娠中絶手術及び同手術に伴う診察、各種検査、入院等の費用で、被害者及び被害者が未成年の場合は、その保護者（以下「被害者等」という。）が実際に負担する金額について支出対象とする。

9 手数料

上記2及び3における投薬が院外処方となる場合の処方箋料並びに被害者等が、医療機関等が発行した領収書やその金額を確認できる書面（以下「領収書等」という。）を亡失した場合で、警察に提出する請求書に添付する領収書等1通分の再発行に要する費用をいう。

第4 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は、公費負担はしない。

1 被害者等が公費負担を辞退したとき。

2 被害者等が被疑者又はその関係者から、医療機関において発生した費用の支払いを既に受けていたとき。

3 被害者等が他の公的機関における公費負担の制度により、医療機関において発生した費用の支払を既に受けていたとき。

- 4 虚偽の申告をしていることが明らかなきとき。
 - 5 公費負担することが社会通念上適切でないとき認められるとき。
- 第5 支出の決定・手続等
- 1 公費負担制度の適否の決定
 - (1) 対象事件の捜査を担当する所属は、対象事件を認知し、公費負担の必要性があると認められた場合、被害者等に本制度について説明し、その適用を希望した際は、警察本部にあっては捜査を担当する課の課長補佐が、警察署にあっては捜査を担当する課の課長（以下「課長補佐等」という。）が医療費支出対象事件報告書（様式第1号、以下「報告書」という。）により所属長に報告すること。
 - (2) 上記(1)により報告を受けた所属長は、支出除外事由に照らし、公費負担の適否を決定すること。

その際、公費負担の適否について疑義等がある場合は、刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）と協議すること。
 - (3) 被害者が当該被害により妊娠していることが判明した場合
所属長は、当該被害による被害者の妊娠が判明した時点で、捜査第一課長に即報し、人工妊娠中絶手術費用の公費負担について協議し、その適否を決定すること。
 - (4) 被害場所が他の都道府県警察の管轄と判明した場合
原則、被害者の医療費については、事件捜査を行う都道府県警察が公費負担することとなっていることから、所属長は、当該事件を認知した時点で、捜査第一課長に即報し、対応について協議すること。
 - 2 支出手続
 - (1) 公費負担制度の適用決定後、医療機関で受診させる場合
所属長は、課長補佐等に、被害者が受診した医療機関から、医療費に係る請求書（様式第2号、以下「請求書」という。）を受領させ、警察本部にあっては捜査を担当する課の庶務係の最上職の者、警察署にあっては会計課長（以下「会計事務責任者」という。）に提出させること。
 - (2) 警察が認知する前に被害者が医療機関を受診又は薬局等で緊急避妊薬を購入していた場合
所属長は、公費負担制度の適用を決定した支出対象事件で、被害者が警察に届け出る前に医療機関を受診又は薬局等において緊急避妊薬を購入・服用し、既に被害者等が医療費を支払っていた場合、課長補佐等に、被害者等から支払った医療費に係る請求書及び当該医療機関等が発行した領収書等の写しを受領させ、会計事務責任者に提出させること。

なお、被害者等が薬局等で緊急避妊薬を購入した場合は、購入した緊急避妊薬の名称が記載されたレシートの写しも可とする。

被害者等が、当該医療機関に医療費を支払っていない場合は、上記(1)の手続を行うこと。
 - (3) 報告、送付等
所属長は、医療機関又は被害者等（以下「請求者」という。）から請求書を

受領した場合は、総務部会計課長に所要額を報告するとともに、当該請求書（領収書等を含む。）及び報告書の各写しを捜査第一課長に送付すること。

(4) 支出方法

支出については、請求者が指定する口座に口座振替により行うものとし、その口座番号等については、預金通帳等により誤りがないことを確認すること。

第6 返金手続等

所属長は、公費負担の適用決定後に、前記第4「支出除外事由」に該当することが判明した場合、直ちに支出手続を中止し、課長補佐等により、被害者等にその旨を説明させること。

なお、既に請求者が指定した口座に振替が完了している場合には、課長補佐等及び会計事務責任者に被害者等から適用金額に相当する金額の返還手続を行わせるとともに、その旨を捜査第一課長に連絡すること。

第7 運用上の留意事項

- 1 医療費は、原則として自由診療に伴う費用とするが、被害者等が既に保険診療で費用を支払っていた場合は、保険診療による自己負担額の金額を適用すること。
- 2 性感染症検査については、検査対象や潜伏期間について、事前に医師と相談の上、実施すること。
- 3 被害者が、公費負担対象外の処置を希望した場合、当該措置については自己負担となることを、事前に被害者等及び医療機関に説明し、理解を得ておくこと。
- 4 本要領の運用に当たっては、被害者等の心情に配慮して、不用意な言動により精神的被害等の二次的被害を与えることのないように留意すること。
- 5 所属長は、本要領の運用に当たって疑義及び質疑が生じた場合、その都度、捜査第一課長と協議すること。
- 6 報告書の保存期間は、5年度とする。

様

報告者

警部

医療費支出対象事件報告書

事 件 名					
受 理 年 月 日					
発 生 日 時					
発 生 場 所					
支 出 対 象 者 (被害者)	住 所		氏 名		
	生年月日		年 月 日		(歳)
除 外 事 由 調 査	被害者等が公費による支出を辞退				有 ・ 無
	被疑者等から医療費の支払いを受けている				有 ・ 無
	他の公費負担により医療費の支払いを受けている				有 ・ 無
	虚偽の申告をしていることが明らか				有 ・ 無
	その他社会通念上適切でない認められる (事由)				有 ・ 無
人工妊娠中絶 ※該当する場合のみ	妊 娠 第	週	協 議 結 果	可 ・ 否	
意 思 確 認 結 果	被 害 者	同 意 ・ 拒 否		保 護 者	同 意 ・ 拒 否
要 否 決 定 意 見	適 用 ・ 不 適 用				
受 診 日 ・ 医 療 機 関 名	年 月 日 ・				

年 月 日

様

請求者
住所（所在地）

氏名（医療機関・代表者職氏名）

請 求 書

受診年月日： 年 月 日

項 目	金額（消費税を含む） 又は診療点数	備 考
初（再）診料	円 点	<input type="checkbox"/> 初診料 <input type="checkbox"/> 再診料
処 置 料	円 点	
緊急避妊措置料	円 点	
検 査 料	円 点	
画像診断料	円 点	<input type="checkbox"/> 超音波 <input type="checkbox"/> （その他）
診 断 書 料	円 点	
性感染症検査費用	円 点	<input type="checkbox"/> クラミジア <input type="checkbox"/> 淋病 <input type="checkbox"/> 梅毒 <input type="checkbox"/> H I V <input type="checkbox"/> B型肝炎 <input type="checkbox"/> トリコモナス <input type="checkbox"/> カンジダ <input type="checkbox"/> その他（ ）
人工妊娠中絶費用	円 点	
手 数 料 等	円 点	<input type="checkbox"/> 処方箋料 <input type="checkbox"/> 再発行手数料
合 計	円	<input type="checkbox"/> 保険適用料金

請求額を下記の口座に振込みください。

振 込 先	銀 行	(フリガナ)			
		銀 行	本 店		
		信用金庫	支		
	信用組合				
	預 金 種 別	1 普通・総合 2 当 座	口 座 番 号		
	口 座 名 義	(フリガナ)			
		氏名			